

岡崎市告示第372号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成25年9月20日

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 要措置区域
岡崎市福岡町字永池5番の一部、6番8の一部、6番11の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ベンゼン
- 3 要措置区域において講ずべき指示措置
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め